

国不土第 100 号  
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県・指定都市 土地対策担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

### 国土利用計画法施行規則の一部改正について

平素より国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の適切な運用に御尽力いただきありがとうございます。

国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく土地売買等の事後届出（以下「事後届出」という。）について、令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図について、令和 4 年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とすることとされました。

これを踏まえ、地方公共団体の判断により地形図の提出を不要とすること等の措置を講ずるため、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 33 号。以下「一部改正令」という。）が別紙のとおり令和 5 年 3 月 31 日に公布されたところであり、その内容は令和 5 年 7 月 1 日に施行されます。

これを受け、今後、都道府県・指定都市の各部局におかれましては、事後届出制度の適切かつ円滑な運用に向け、下記事項に留意いただくとともに、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

### 記

#### 1. 事後届出における地形図の添付について

現行の事後届出制度では、届出をする者は、届出書に国土利用計画法施行規則（昭和 49 年総理府令第 72 号）第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」を添付することとされている（同規則第 20 条第 2 項）。

今般、一部改正令により同項を改正し、添付の必要がないと都道府県知事又は指定都市の長が認める場合にあつては、届出書に地形図を添付しなくてもよいこととした。

このため、例えば、引き続き届出書に添付することとしている「土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面」（住宅地図等）や GIS（地理情報システム）、

Webによる地図情報提供サービス等を用いて、事後届出に係る土地の位置及び同一の利用目的に供される土地の全体の位置を確認できる場合には、都道府県知事又は指定都市の長の判断により、地形図の提出を不要とする運用をすることが可能となる。

また、全ての事後届出について地形図の提出を不要とするのではなく、例えば、事後届出に係る土地が市街化区域に所在する場合に限り地形図の提出を不要とする等の運用をすることも可能である。

こうした運用は、一部改正令の施行日である令和5年7月1日から実施することが可能である。

## **2. 1. を踏まえた添付書類の周知について**

届出する者が提出を要する書類について混乱することのないよう、都道府県又は指定都市におかれては、届出書を受理する窓口となる市町村ともよく連携し、必要な添付書類についてホームページ上で適切に案内するなど、地形図の取扱いについて十分な周知を行うようにされたい。

以上

- 国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第33号）新旧対照条文（抄）  
 ※本通知の「1. 事後届出における地形図の添付について」に関する部分は太字部分  
 ※施行は令和5年7月1日

- ・国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（事後届出）</p> <p>第二十条 法第二十三条第一項の規定による届出（以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」という。）は、別記様式第三による届出書の正本及び副本を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる図書及び当該事後届出に係る土地売買等の契約の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類を添付しなければならない。ただし、土地売買等の契約の当事者の一方若しくは双方が事後届出に係る土地を含む一団の土地のうち一の土地について既に事後届出若しくは法第二十七条の四第一項（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出（第二十条の三において「事前届出」という。）をしている場合又は都道府県知事が必要ないと認める場合にあつては、<b>第五条第二項第二号の地形図を添付することを要しない。</b></p>	<p>（事後届出）</p> <p>第二十条 法第二十三条第一項の規定による届出（以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」という。）は、別記様式第三による届出書の正本及び副本を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる図書及び当該事後届出に係る土地売買等の契約の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類を添付しなければならない。ただし、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が事後届出に係る土地を含む一団の土地のうち一の土地について既に事後届出又は法第二十七条の四第一項（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出（第二十条の三において「事前届出」という。）をしている場合にあつては、<u>第五条第二項第二号の地形図を、土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に係る土地が、法第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に応じ、それぞれ同号イからハまでに規定する面積未満のものである場合にあつては、第五条第二項第三号の図面を添付することを要しない。</u></p>
<p>（大都市の特例）</p> <p>第二十六条 <u>第十七条及び第二十条第二項</u>の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、<u>これらの規定中</u>都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市の特例）</p> <p>第二十六条 <u>第十七条</u>の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、<u>同条の規定中</u>都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。</p>

以上